

報告第 1 号

史跡米子城跡整備基本計画に基づく令和 2 年度の整備事業案
について

文化振興課

令和 2 年度における史跡米子城跡整備事業について、次のとおり予定しておりますので報告します。

史跡米子城跡整備基本計画に基づく令和2年度の整備事業案について

史跡米子城跡整備基本計画（平成31年3月策定）に基づく令和2年度の整備内容について、現時点での検討状況をお知らせします。

（1）湊山球場（三の丸）関係

①球場の用途廃止

史跡公園としての整備に向け、令和2年9月を目途に用途廃止

②レフトスタンドの撤去（暫定駐車場整備）

用途廃止後に年次的な整備（解体工事）を実施

- ・令和2年度 レフトスタンド撤去後に暫定駐車場の整備
- ・令和3年度 スコアボード及びライトスタンド撤去
- ・令和4年度 内野スタンド撤去

③湊山球場内民間所有地の公有地化に向けた取組

湊山球場エリアについて、令和3年度の民有地の公有地化に向けた不動産鑑定の実施

④史跡追加指定の意見具申

令和2年7月に追加指定に係る意見具申

（2）米子城跡（現在の史跡指定地エリア）

①柵形の石垣補修に向けた測量等の実施

石垣のはらみ出しの対応のため、測量・石垣カルテ作成

令和3年度に実施設計。令和4年～5年に補修

②二の丸石垣の発掘調査

二の丸石垣上部及び下部で発掘調査を実施。令和3年度以降に測量、修復方法を検討

③城山全エリアの測量

全エリアの赤色立体図を作成。危険個所の把握と遺構の全容把握

④危険木の伐採

年次的な危険木の択伐を実施

⑤園路整備の検討

園路の発掘調査と整備方法の検討

⑥サイン整備の検討

国内外からの登城客むけのサイン整備の検討

令和2年度 米子城整備に係る事業計画案（三の丸部分）

R2.1.30 教育委員会 文化振興課

令和2年度事業計画

①レフトスタンド撤去

- ・ 暫定駐車場設置

②枅形補修（※文化庁指摘事項）

- ・ 石垣カルテ作成 ・ 測量

③二の丸高石垣

- ・ 発掘調査

④公有地化に向けた民有地の不動産鑑定

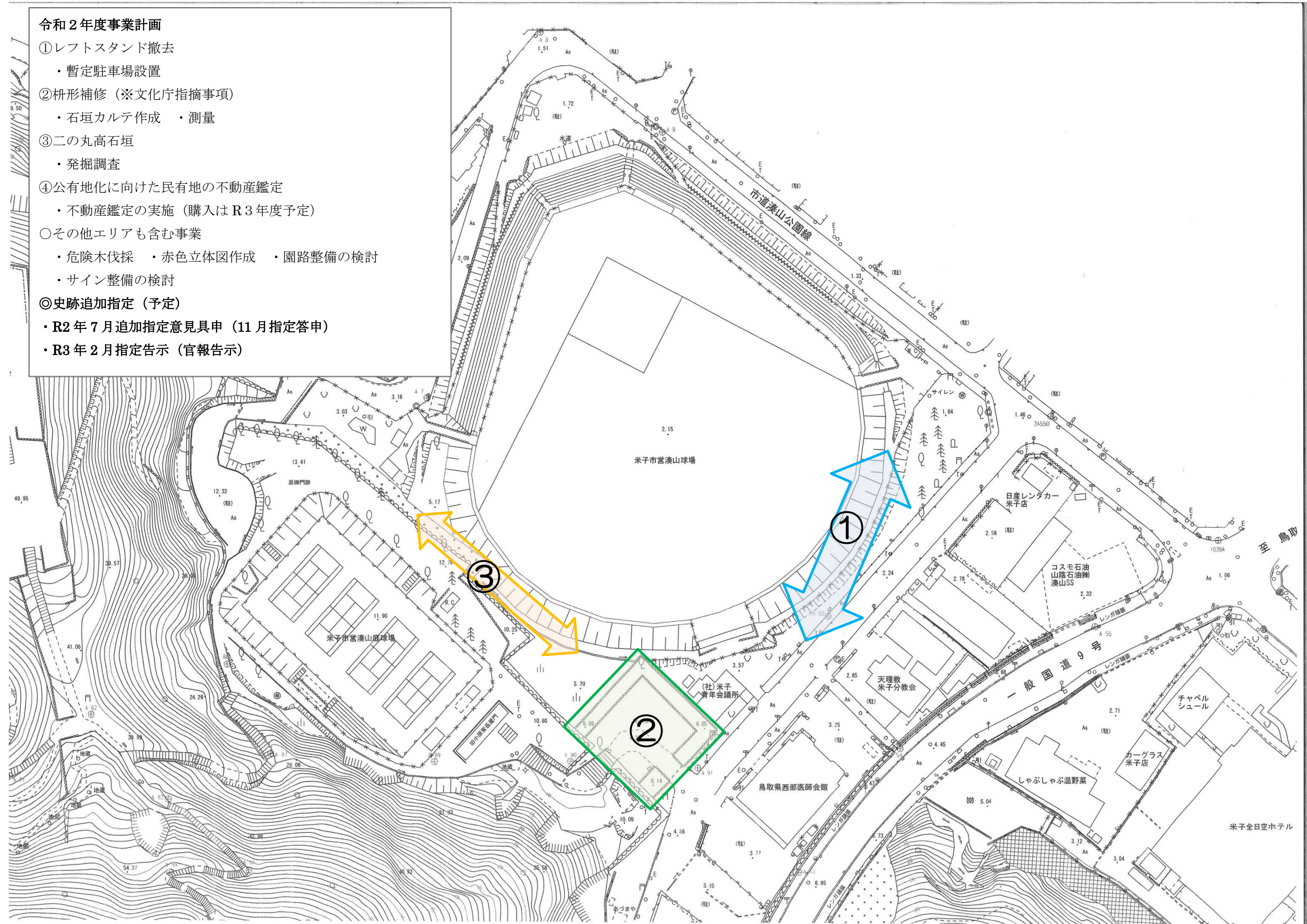
- ・ 不動産鑑定の実施（購入はR3年度予定）

○その他エリアも含む事業

- ・ 危険木伐採 ・ 赤色立体図作成 ・ 園路整備の検討
- ・ サイン整備の検討

◎史跡追加指定（予定）

- ・ R2年7月追加指定意見具申（11月指定答申）
- ・ R3年2月指定告示（官報告示）



報告第2号

米子市役所旧館（現 山陰歴史館）建物の利活用に係る
検討状況（考え方）について

文化振興課

米子市指定文化財 米子市役所旧館（現 山陰歴史館）建物の利活用について、次のとおり検討しておりますので報告します。

米子市役所旧館（現 山陰歴史館）建物の利活用に係る検討状況（考え方）について

1 はじめに

本市では、令和元年7月に「米子市役所再編ビジョン(中期展望)」を策定し、市が所有する公共施設の見直しを進めている。このなかで、昭和5年（1930年）に建築された市指定文化財である米子市役所旧館(現 山陰歴史館)についても、民間活力によるリノベーションなどにより、施設機能の見直しを検討することとしている。

文化庁においても、文化財指定されている近現代の建造物は稼働しているものが多いのが特徴であり、価値あるものとして後世に伝えるべきものであることの理解を広げ、深めるためには、保存とともに、修理や改修を行いながら継続的に活用していくことが重要である、との考えを示している。

このため、当該建物について、民間事業者等による提案の公募など文化財建造物を活かした今後の利活用に向けた方向性を検討することとしたい。

2 利活用の考え方

米子市役所旧館のような文化財建造物を利活用する場合には、機能維持のための修理や機器等の更新が必要であり、また、用途を変更もしくは新しい機能を付加するためには、活用のための改修が必要となる。文化財の価値を継承していくため、可能な限り保存するという文化財修理の基本的な考え方を維持しつつ、活用のための改修がどの程度まで可能なのかについて検討する。

また、旧庁舎新館の解体、撤去に伴い、山陰歴史館への電気及び水道のインフラが途絶することとなるため、新たに確保する必要がある。

これらのことを踏まえ、今後の建物の利活用に向けた検討を、以下の考え方に基づき進めることとする。

- ①外観(規模、形態、意匠等)は損なわないようにしながら、建物の文化財的な価値を活かした利用を図る。
- ②民間事業者の活用範囲については、建物の全館使用と一部使用の両案を検討する。その結果に基づき、山陰歴史館のあり方もあわせて検討する。
- ③市は、昭和5年の建築時の姿をベースに可能な範囲で復元するとともに、電気・水道等のインフラの確保、施設の利便性、快適性向上のため、エアコン、エレベーターなどの設備を新たに設置する。

3 今後のスケジュールについての考え方

今年度中に民間事業者等を対象にサウンディング調査を実施し、活用の意向やアイデア等の聴き取りを行う。また、文化財保護審議会での審議に基づき、指定文化財として建物の現状変更の許容範囲を定める。

それらを踏まえ、具体的な整備手法や内容の検討を進めていく。

